

草加市手話言語条例(素案)の概要

(1) 制定の背景

- 手話はろう者にとって大切な言語として育まれてきた。
- 手話は音声言語と異なる言語であること。
- 手話が言語として認められなかったことや、手話の使用が制限されてきた歴史があり、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。
- 手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

(2) 目的

この条例は、手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

(3) 基本理念

手話が言語であることへの理解及び普及は、手話が他の言語と同様に一つの言語であることへの認識に基づき、ろう者及びろう者以外の者が、一人ひとりの思いを大切にし、相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本として行わなければならない。

(4) 役割(責務)

市

- ろう者に対する合理的配慮の提供。
- 市民及び事業者に対して、手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備。

市民

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。

埼玉県との連携及び協力

- 手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に当たり、埼玉県と連携し、及び相互に協力するよう努める。

事業者

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- ろう者に対する合理的配慮の提供に努める。
- 手話を使用しやすい環境の整備に努める。

(5) 施策の推進

- 手話の理解促進に関すること。
- 手話を使用しやすい環境の整備に関すること。
- 手話による情報の発信及び取得等の支援に関すること。
- 手話通訳者の養成及び確保に関すること。

(6) 財政上の措置

- ・施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(7) 用語の解説

- ・手話
コミュニケーション手段の一つで、ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使うことばで、手指や表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもの。
- ・ろう者
聴覚に障がいがあり、手話を第一言語として使用する者。
- ・コミュニケーション
相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うことをいい、ろう者による情報の発信及び取得等もこれに含む。
- ・合理的配慮
ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。